

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、鹿沼市都市計画税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月2日提出

鹿沼市長 松井正一

専 決 処 分 書

鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

令和8年3月31日

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市都市計画税条例の一部を改正する条例

鹿沼市都市計画税条例（昭和31年鹿沼市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第15項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿沼市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。